

1. 基本理念

(1) いじめの定義

「いじめは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(2) いじめ防止対策の基本方針

- ①「いじめは許されない」との強い認識を持つ。
- ②いじめの問題への対応は、学校が組織的に対応する。
- ③保護者、教育委員会、関係機関と連携を図り、いじめ問題の克服に取り組む。
- ④いじめ防止基本方針は、教職員、児童、保護者等から幅広く意見を聴取して策定する。

(3) 児童への指導

- ①思いやりの気持ちをはぐくむ。
- ②いじめは許されない。
- ③いじめを認識したら放置しない。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他いじめに関する理解を深める。

(4) 教職員の心得

- ①教職員は、学校全体で組織的にいじめ防止及び早期発見に取り組む。
- ②教職員は、児童の思いやりの気持ちをはぐくみ、安全安心な学校づくりに取り組む。
- ③教職員は、いじめを認知した時には、組織的にいじめ解消に向けて取り組む。
- ④教職員は、いじめ防止対策推進法を遵守し、隠蔽や虚偽の説明を行わず、正確に丁寧な説明をしながらいじめ問題の対応に当たる。

2. いじめ防止対策の組織

いじめの未然防止、早期発見・解決を組織的に行うために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学級担任、人権教育担当教諭、養護教諭
※事案により柔軟に編制する。

(2) 委員会の役割

- ①いじめの防止対策の基本方針に基づく取り組みの実施や修正を行う。
- ②いじめの関わる情報の収集と記録、共有を行う。
- ③いじめ事案の組織的対応の核として活動する。
- ④毎月の生徒指導会議を主催する。

(3) 会議の開催

- ①毎月の生徒指導会議の中で定例会を開催する。
- ②いじめに関わる情報があった時には緊急会議を開催する。

(4) 研修会の開催

いじめに関する職員研修会をとおして、職員の指導力を向上させる。

3. いじめの未然防止について

(1) 児童のいじめ撲滅への意識を高める

- ①いじめ撲滅標語づくり、いじめ撲滅標語の掲示
- ②担任による、思いやりの気持ちをはぐくむ指導
- ③担任による、いじめが心身に及ぼす影響や学級全体でいじめを許さないことの指導
- ④人権担当教員による、いじめ撲滅講話の実施

(2) いじめ撲滅教室の開催

- ①外部講師によるいじめ撲滅教室を開催する。
- ②ネット上でのいじめ防止のために、携帯安全教室等を開催する。

(3) 教職員の意識向上

- ①教職員は、不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを理解した上で、適切な行動をとり、未然防止に努める。
- ②教職員は、児童に「自己存在感を与えること」「自己決定の場を与えること」「共感的な人間関係を育成すること」を意識した「わかる授業」の展開に努める。
- ③教職員は、過度の競争意識、勝利至上主義等は児童のストレスを高める等につながり、いじめにつながる可能性があることに留意して指導する。
- ④学校全体で、暴力や暴言を排除する。

4. いじめの早期発見について

(1) 教育相談の実施

- ①全校児童を対象としたいじめ調査を年2回実施する。その他に児童の様子を知るための生活アンケートを毎月実施する。
- ②全校児童を対象とした教育相談を実施する。（7月と11月）
- ③相談窓口職員（教頭、養護教諭）や相談ポストの活用を図り、いつでも児童の訴えを受け入れる。
- ④養護教諭は保健室を利用する児童の様子に目を配り、いつもと何か違うと感じた時には児童に話を聞く。
- ⑤スクールカウンセラーとの面談を全校児童実施する。

(2) 観察と情報共有

- ①いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、保護者からのいじめに関わる情報提供を依頼する。何かあれば学校が相談の窓口となる。
- ②保護者面談や電話連絡等を情報共有の機会とし、家庭と学校で協力していじめの早期発見に努める。
- ③上記の他、授業時間外の児童の人間関係を全職員で観察し、日常的にいじめの早期発見に取り組む。

5. いじめの相談・通報の体制について

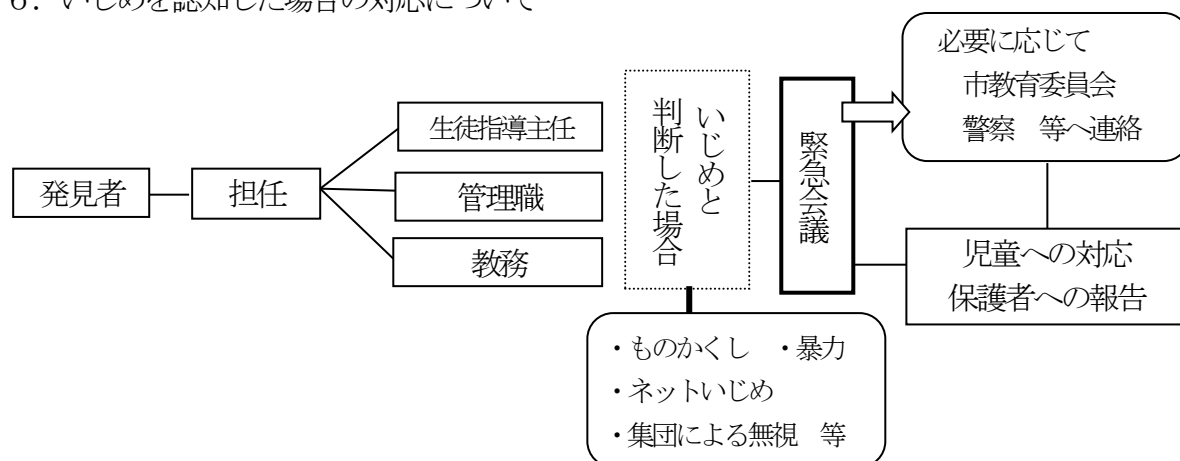
学校は、いじめを認知した場合、いじめを受けた児童及び助けた児童を徹底して守り抜く。

(1) 相談体制の準備

- ①学校の相談窓口担当者（担任、教頭、養護教諭）を児童に周知する。

- ②状況に応じて相談室・個別対応教室を整備する。
 - ③児童が気軽に相談できるように、校内に相談ポストを設置する。
 - ④野田市の「ひばり教育相談」（TEL04-7125-8088）を周知する。
- (2) 児童が相談しやすい雰囲気づくり
- いじめられていることは「恥ずかしい」「みじめ」なことだと考えない。相談や通報は適切な行為であることをくり返し指導し、いじめの傍観者を作らない。

6. いじめを認知した場合の対応について



<報告する手順・内容>

- ①生徒指導主任、管理職、教務へ報告をする。
- ②いじめに関わる情報を収集し、記録をとる。
関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ③いじめ防止対策委員会の緊急会議を開催する。正確な実態把握に基づき、事案に応じて、いじめ防止対策委員会で組織的に解決に向けた方針を決定する。
- ④保護者へ報告する。
- ⑤事案に応じて、教育委員会、関係機関へ報告して、支援を要請する。

7. いじめの指導について

いじめ防止対策委員会で決定した指導・支援体制に基づき、状況により修正を加えながら組織的に指導・支援を行う。

(1) いじめを受けた児童及び家庭への支援

- ①いじめを受けた児童の安全確保をする。
- ②心のケアをする。状況により、教育委員会、スクールカウンセラー、関係機関と連携をとり、対応をする。
- ③安心感を持って、学級に復帰できるように支援する。

(2) いじめた児童及び家庭への指導・支援

- ①いじめをした責任を自覚させ、反省の機会をつくる。
- ②いじめをした相手に対して、謝罪と二度としない約束をする。
- ③再発防止のための指導をする。
- ④心のケアをする。状況により、教育委員会、スクールカウンセラー、関係機関と連携をとり、対応する。

(3) いじめを認知していた児童への指導・支援

- ①いじめはあってはならないことを児童と確認し、根絶のための再指導をする。
- ②心のケアをする。状況により、教育委員会、スクールカウンセラー、関係機関と連携をとり、

対応する。

(4) 保護者との連携

いじめを受けた児童といじめた児童の保護者へは、事実関係の報告をする。

(5) いじめ対応後の継続指導

いじめが解消したと思われた後も、再発防止のため継続的な指導・支援をする。

8. 重大事態への対処について

(1) 重大事態の定義

- | |
|---|
| ○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態 |
| ○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを与儀なくされている疑いがあると認める事態 |

(2) 重大事態発生時の対応について

《学校内》…発見者→学校いじめ防止対策委員→教頭→校長→市教委に連絡(04-7123-1329)

《市教委》…校長→市教育委員会→検討

→各機関へ報告(市長、東葛飾教育事務所、教育委員、いじめ問題対策委員会発足)

→学校と連携して調査、対応をする。→指導課・特別支援教育課・体育課

- ①学校は、重大事態発生と判断したら、市教育委員会へ報告をする。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③組織を中心として、事実確認をするための調査を実施する。
- ④いじめを受けた児童といじめた児童の保護者に必要な情報の提供をする。
- ⑤調査結果を教育委員会に報告し、連携して対応する。

※対応にあたっては、野田市のスクールロイヤーを活用し、相談の上対応する。

9. 公表、点検、評価等について

- ①いじめ防止基本方針は学校のホームページにて公表する。
- ②いじめ防止基本方針は、入学時・年度初め等に児童や保護者に知らせる。
- ③年度毎にいじめに関する調査と分析を行い、いじめ防止対策委員会を中心にして基本方針の点検・評価、見直しを行う。(3月)
- ④いじめ問題への取り組みについては、学校評価アンケートの評価項目に設定する。

10. 年間指導計画(予定)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
・いじめ防止基本方針確認 ・生活アンケート ・SOSの出し方教育	・生活アンケート	・生活アンケート ・携帯電話安全教室 ・いじめ撲滅標語(3年、5年)	・いじめ調査(市) ・教育相談週間 ・SOSの出し方教育	・いじめ防止研修会	・生活アンケート ・いじめ撲滅標語(4年、6年)
10月	11月	12月	1月	2月	3月
・生活アンケート	・いじめ調査(市) ・教育相談週	・生活アンケート	・生活アンケート ・いじめ撲滅標語(1年、2年)	・生活アンケート	・生活アンケート ・いじめ防止基本方針見直し

